省　令

○総務省令第八十号

電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）第十八条第一項の規定に基づき、電波法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十二年七月三十日

総務大臣　原口　一博

電波法施行規則の一部を改正する省令

電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）の一部を次のように改正する。

別表第二号二(7)中「又は交換機」を「、交換機又はチャネル選択補助装置」に改める。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

告　示

○総務省告示第二百七十七号

電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）別表第一号の三第1の表21の項の規定に基づき、昭和五十一年郵政省告示第八十七号（電波法施行規則の規定により許可を要しない工事設計の軽微な事項を定める等の件）の一部を次のように改正する。

平成二十二年七月三十日

総務大臣　原口　一博

本則に次の一項を加える。

9　放送局の装置の工事設計の全部について変更する場合（装置の全部について変更の工事をする場合を含む。）

工事設計のうち軽微なものとするもの	適　用　の　条　件
チャネル選択補助装置に係る工事設計	当該部分の全部について削る場合に限る。

○総務省告示第二百七十八号

無線局免許手続規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十五号）第二条第五項の規定に基づき、平成十三年総務省告示第四百七十九号（無線局免許手続規則第二条第五項の規定に基づき希望する周波数の一つごとに免許の申請をすることを要しない放送局を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十二年七月三十日

総務大臣　原口　一博

本則中「規定する」を「掲げる」に改め、「放送局（標準テレビジョン放送」の下に「（地上系（標準テレビジョン放送等のうちデジタル放送に関する送信の標準方式によるものを除く。））」を加え、本則を本則第一項とし、本則に次の二項を加える。

二　放送用周波数使用計画第一の5のテレビジョン放送以外の用途で使用するための周波数を確保するために周波数の変更をする必要のある放送局であって、一の放送番組を複数の周波数を使用して同時に放送する放送局（テレビジョン放送（地上系（標準テレビジョン放送等のうちデジタル放送に関する送信の標準方式によるものに限る。以下同じ。））を行う放送局に限る。）

三　四七〇MHzを超え七一〇MHz以下の周波数を使用するテレビジョン放送（地上系）を行う放送局であって、当該周波数を使用する放送の円滑な実施を確保するために当該周波数の範囲において周波数の変更をする必要のある放送局であり、かつ、一の放送番組を複数の周波数を使用して同時に放送する放送局

○総務省告示第二百七十九号

無線局免許手続規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十五号）別表第二号の二第1の規定に基づき、平成十六年総務省告示第八百五十九号（無線局免許申請書等に添付する無線局事項書及び工事設計書の各欄に記載するためのコード表（無線局の目的コード及び通信事項コードを除く。）を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十二年七月三十日

総務大臣　原口　一博

別表第二十二号の表中

インマルサット高機能グループ呼出受信機	ＥＧＣ	型式又は名称及び製造番号

を

インマルサット高機能グループ呼出受信機（放送局チャネル選択補助装置に限る。）	ＥＧＣ	型式又は名称及び製造番号
	ＣＳＡ	

に改める。

○総務省告示第二百八十号

市の境界の確定

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九条の二第一項の規定により、滋賀県守山市、野洲市の境界を次のとおり決定し、これが確定した旨、同条第五項の規定に基づき、滋賀県知事から届出があったので、同条第六項の規定に基づき準用する第九条第六項の規定に基づき、告示する。

平成二十二年七月三十日

総務大臣　原口　一博

滋賀県守山市と野洲市との境界は、次の各点を順次直線で結んだ線とする。

1点　北緯三五度〇五分〇五秒三六一八、東経一三六度〇〇分三一秒〇二八八
2点　北緯三五度〇五分〇五秒一八四九、東経一三六度〇〇分三一秒〇〇九六
3点　北緯三五度〇五分〇五秒〇四二二、東経一三六度〇〇分三一秒〇〇八二
4点　北緯三五度〇五分〇四秒六〇八三、東経一三六度〇〇分三一秒〇七三一
5点　北緯三五度〇五分〇四秒五六三〇、東経一三六度〇〇分三一秒〇九四八
6点　北緯三五度〇五分〇三秒九四五九、東経一三六度〇〇分三一秒三〇四八
7点　北緯三五度〇五分〇三秒五四八七、東経一三六度〇〇分三一秒五三九九
8点　北緯三五度〇五分〇三秒五五三七、東経一三六度〇〇分三一秒五五四七
9点　北緯三五度〇五分〇三秒一三六九、東経一三六度〇〇分三一秒八七三三
10点　北緯三五度〇五分〇二秒四一二五、東経一三六度〇〇分三一秒三〇六二
11点　北緯三五度〇五分〇一秒六八一七、東経一三六度〇〇分三一秒七九七四
12点　北緯三五度〇五分〇一秒三八二七、東経一三六度〇〇分三一秒四一九一
13点　北緯三五度〇五分〇〇秒四四五五、東経一三六度〇〇分三一秒二三三四